

## 守山複合施設開設に伴う地区会館条例の一部を改正する条例について

### (付議の要旨)

平成31年4月に守山複合施設内に世田谷区立守山地区会館を開設することに伴い、世田谷区立地区会館条例の一部を改正する。

### 1 主旨

守山複合施設(守山地区会館・守山保育園・福祉作業所(名称は検討中))は、旧守山小学校が担ってきた、地域のコミュニティの拠点及び防災拠点の機能を継続し、「高齢者をはじめ、周辺住民が気軽に集い、多世代が交流できる場」として平成31年3月に開設する(守山地区会館は4月供用開始)。

現在、守山複合施設を地域コミュニティの拠点として、地域が自主的に活用する準備を「守山複合施設利活用・運営検討ワークショップ」を実施し、進めている。

このたび、複合施設内に守山地区会館を開設することに伴い、世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例を、平成31年第1回区議会定例会へ提案する。

### 2 守山複合施設活用の基本的な考え方

本施設を元小学校という資源を活かし、地域コミュニティの拠点として魅力ある施設とするため、地元住民の方々、町会、地域の活動団体を中心に施設の活用を図る。

施設活用の運営主体として、当面現在実施している「守山複合施設利活用・運営検討ワークショップ」の参加個人・団体を中心に、新たな参加も募りながら、地域振興課を事務局とし、運営を検討するための「準備会議」に移行する。

当面は「準備会議」で活動しながら、施設の活用方法、運営体の役割等を検討していく。

### 3 条例改正の概要

#### (1) 名称及び位置

名称 世田谷区立守山地区会館  
位置 東京都世田谷区代田6-21-5

#### (2) 開館日等

開館日 毎月の第2水曜日及び第3日曜日(保守点検日)及び12月28日から翌年1月4日までを除く日

開館時間 午前9時から午後9時30分まで(多目的室は、午後9時まで)  
守山地区会館については、(仮称)守山複合施設本構想に基づき近隣環境に配慮して、会議室の閉館時間を上記の通りとし、多目的室(旧体育館)については、学校開放時の利用時間と同様とする。

(3) 地区会館施設内容 下表のとおり

| 名称    | 面積                 | 主な用途   |
|-------|--------------------|--|
| 第1会議室 | 75 m <sup>2</sup>  | 合唱や楽器演奏、ダンスが行える部屋                                |
| 第2会議室 | 80 m <sup>2</sup>  | 料理講習や華道、手芸が行える部屋                                 |
| 第3会議室 | 60 m <sup>2</sup>  | 工作や手芸が行える部屋                                      |
| 第4会議室 | 60 m <sup>2</sup>  | 会議・学習会が行える部屋                                     |
| 多目的室  | 493 m <sup>2</sup> | 軽運動など地域のレクリエーション活動が行える部屋                         |
| 交流ロビー | 221 m <sup>2</sup> | 旧守山小学校のメモリアルコーナーや交流促進のためのキッチンを設け、誰でも気軽に利用できるスペース |
| 施設運営室 | 46 m <sup>2</sup>  | 旧守山小学校のメモリアル物品の保管<br>施設の運営に係る打合せ・会議を行なう部屋        |

地区会館条例対象外

施設の配置は、別紙「平面図」を参照。

(4) 施設利用について

(仮称)守山複合施設基本構想に基づき(子どもたちの居場所となり、近隣の住民が集える施設)地域の団体が利用できる仕組みを、「準備会議」と意見交換しながら検討を進める。

(5) 個人又は団体の利用枠

個人で利用できる枠

| 名称   | 個人利用できる日時 |
|------|-----------|
| 多目的室 | 午後6時まで    |

団体利用の枠

| 名称     | 団体利用できる日時                     |
|--------|-------------------------------|
| 会議室1～4 | けやきネット利用者登録団体で午前9時から午後9時30分まで |
| 多目的室   | けやきネット利用者登録団体で午後6時から午後9時まで    |

(6) 使用料について

個人利用は無料とし、団体利用については、行政財産使用料条例に基づき算定した額を地区会館条例別表に規定する。

4 新旧対象表

別紙のとおり

5 施行予定日 公布の日から施行予定(供用開始は平成31年4月1日)

## 6 広場について

広場は、(仮称)守山複合施設基本構想で周辺住民が気軽に集える場として位置づけられているが、北沢地域は公園が少なく、また世田谷区立身近な広場の設置目的である「区民のだれもが日常的に遊び、憩う場を提供」に合致することから「世田谷区立身近な広場条例施行規則」第3条別表の身近な広場に規定する。

運営管理は、公園緑地課からの設置管理許可を受け、北沢総合支所地域振興課で管理する。

## 7 指定避難所

- ・守山地区会館と守山保育園等の一部を守山指定避難所とする。
- ・避難所の運営は、旧守山小学校避難所運営委員会(代田北町会・羽根木町会)が行う。
- ・守山地区会館以外のスペースの、避難所としての利用については、今後避難所運営委員会と担当所管で協議する。

## 8 今後のスケジュール(予定)

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 平成31年2月   | 区民生活常任委員会<br>第1回区議会定例会条例改正提案 |
| 平成31年3月上旬 | 改修工事竣工                       |
| 平成31年3月下旬 | 守山保育園移転(現大原保育園)<br>大原福祉作業所移転 |
| 平成31年4月   | 守山地区会館供用開始                   |